

盛岡広域環境組合一般廃棄物処理基本計画（案）に係る

パブリックコメントの結果

1 パブリックコメント

(1) 目的

当組合の圏域（盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町及び矢巾町の区域）における計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となる「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（案）を策定するに当たり、圏域内の住民から幅広く意見等を聴取し、成案化の過程に反映させることを目的とする。

(2) 実施概要

ア 実施期間：令和5年12月21日（木）から令和6年1月15日（月）まで（26日間）

イ 周知方法：構成8市町の広報誌（12月号）、組合ホームページへの掲載
盛岡市若園町分庁舎（組合事務局・廃棄物対策課）、八幡平市役所、西根総合支所、安代総合支所、滝沢市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、紫波町役場、矢巾町役場への資料配置による。

ウ 募集方法：郵送、ファックス、電子メール又は直接持参の方法による。

(3) 結果概要

ア 延べ提出者数 103人

市町別内訳

盛岡市 52人

八幡平市 27人

滝沢市 7人

雫石町 2人

葛巻町 1人

岩手町 4人

紫波町 4人

矢巾町 6人

イ 意見数 360件

市町別内訳

盛岡市 182件

八幡平市 83件

滝沢市 24件

雫石町 10件

葛巻町 2件

岩手町 22件

紫波町 21件

矢巾町 16件

(4) 寄せられた意見等の内容と考え方

類似した意見は取りまとめの都合上整理しています。

■反映区分	A：計画等に盛り込むもの	132件	(取りまとめ後14件)
	B：計画等に盛り込み済みのもの	19件	(取りまとめ後4件)
	C：計画等に盛り込まないもの	86件	(取りまとめ後16件)
	D：その他、要望・意見・感想等	123件	(取りまとめ後38件)
		合計360件	合計72件

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
1	<p>温暖化を止めるために二酸化炭素を排出しないことが非常に重要であり、焼却という方法を変えていかなければなりません。そのためにできることはゴミの分別、再利用をもっと進める必要があります。意識を高めるために、地域住民の協力が欠かせません。これらのことは規模の小さい単位、市町で取り組みやすいと考えます。横一列ですすむことは最終的には大切ですが、それぞれの自治体の状況もあり、取り組めるところは加速する、その教訓を他自治体に伝えていくと取り組みです。</p> <p>今は、施設の規模やそれに伴う経費などに焦点があてられていますが、8市町がどうゴミを減らすかをもう少し議論し、実践していくことが大切ではないでしょうか。</p> <p>施設組合は、施設を作ることが任務でありゴミの減量など重要なことは各自自治体ですすめるといふ今の方向性は重要なことが置き去りにされている感がします。</p> <p>このままゴミ減量がなかなか進まない状況で現在の施設を建設し、燃やす体制を続けることは、今よりももっと悪くなるような危惧を感じます。</p> <p>したがって、ゴミの減量を集中してここ数年で取り組みをまず加速させることにもっとエネルギーを使うことが必要だと思います。</p>	<p>地球温暖化対策・SDGs等の観点から、「8市町がどうゴミを減らすか」を議論し、実践することは重要と捉えております。</p> <p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町が策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進め、環境負荷の低減を目指すものです。</p> <p>なお、協定において、プラスチック類の分別収集・資源化をはじめとした各市町のごみ減量・資源化の取組を継続し、拡充を検討するものですが、その上で生じる可燃性の廃棄物については、共同で処理を行うものです。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」の「①リサイクル資源の分別徹底」の項(P31)に、現在、構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する旨を追加記載しました。</p>	A
2	<p>分別収集・資源化について「基本計画案」では、「新ごみ焼却施設で受け入れるごみは、現在の「盛岡地域」の施設の受け入れ基準を超えないものとする」としている。「盛岡地域」は生ごみの分別収集・資源化を行っておらず、分別収集区分の類型Ⅱであり、類型Ⅲである葛巻町、紫波町、矢巾町、都南地区よりも遅れた地</p>	<p>新たなごみ処理（焼却）施設で受け入れるごみは現在の「盛岡地域」の施設の受入基準の範囲を超えないものとする。」としておりますが、協定において「現在、各市町が実施している分別収集・資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続するものとし、市町間での協議により方針を定める。」としておりま</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>域である。盛岡市クリーンセンターの可燃ごみ成分分析から、プラスチック・紙容器包装や古紙など大量の資源が燃やされている。すなわち、ごみ分別区分を活かすためには収集方法の改善が伴わなければならないことが示されている。</p> <p>また盛岡市では可燃ごみの約半分を占める生ごみの削減と資源化の方法はいまだ調査中の段階である。このように「盛岡地区」は3Rでの先進地域ではない。こうした状況が県央ブロック全体に一律に広がることは避けるべきである。</p> <p>「基本計画案」では、「プラスチック類の分別収集・資源化については、新ごみ焼却施設の稼働までに、構成市町の全域で実施するものとする」としている。</p> <p>これについてプラスチック製品を大量に焼却している盛岡市は「一括収集とはプラスチック製品を全部プラスチックという枠組みで回収し、再生利用に回すということである。これを実施するためには、再生利用できるものを選別する施設・場所が必要で、また、収集に係わる車両や人員、委託先、処理を行う人員やお金など様々な課題があり、簡単にはできない。また、盛岡市単独でやるのかどうかの問題もある。</p> <p>リサイクル面では有償リサイクルではなく、逆にお金を払ってリサイクルしていくことになると思うとその難しさを強調し、具体的施策の提起を先延ばししている。こうした重要課題をどのように解決していくのか、早期に構成市町の検討状況を住民に知らせるべきである。</p>	<p>す。</p> <p>プラスチック類の資源化については、8市町及び当組合が策定した「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、新施設が稼働する令和14年度を目安として、全域でプラスチック類資源の分別収集及び再商品化を実施するものとしております。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」の「①リサイクル資源の分別徹底」の項(P31)に、現在、構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する旨を追加記載しました。</p>	
3	<p>3市5町のこれまで実施してきたリサイクル・分別方法の違いも大きく、統一は無駄な混乱を生じさせる。しかも一極集中は「すべて燃やしてしまえ」となりかねない。3市5町が培ってきた分別収集・資源化の取り組みを尊重し推進すべきである。</p>	<p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。</p> <p>各市町が実施している分別収集・資源化の取組については、協定で定める受入基準を満たした上で、分別が進んでいる市町においては、新施設の受入稼働後も原則として継続するものとし、市町間での協議により方針を定めることとしてい</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		<p>ます。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」の「①リサイクル資源の分別徹底」の項 (P31) に、現在、構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する旨を追加記載しました。</p>	
4	<p>住民一人ひとりが「3R」の考え方をしっかり身につけられるようにしなければならぬと思います。</p> <p>ゴミは、見えるうちは分かりますが、「出してしまえば他人ごと」になります。自区内処理、地産地「焼」の考え方が基本だと思います。</p>	<p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。</p> <p>市町と連携しながら、住民への情報提供を行い、ごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取組の動機付けを図るとともに、整備する施設においても、意識啓発と情報提供に努めてまいります。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」の「①リサイクル資源の分別徹底」の項 (P31) に、現在、構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する旨を追加記載しました。</p>	A
5	<p>人口減少による財政規模が縮小している中で、大型の焼却炉は作るべきではない。過大な施設になることは明らかだ。</p> <p>全国の例からも、大幅なごみ減量と資源化が求められている。</p> <p>焼却炉はなるべく造らないようにすべきである。</p>	<p>施設規模の算出に用いたごみ処理量については、ごみ排出量の推計値をもとに試算しています。</p> <p>ごみ排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ごみ排出量の推計値を算定しています。</p> <p>施設規模については、構成市町のごみ排出傾向も踏まえて、引き続き精査していきます。</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項 (P33) に、将来ごみ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。	
6	<p>自治体のごみ焼却処理能力は、現在全国の1日当りの処理能力が、17万5000 t あります。ところが、実際に焼却すべきごみは8万6000 t しかありません。一旦ごみ焼却炉ができてしまえば、燃やすごみを一生懸命探すこととなります。</p> <p>安易な将来予測でごみ焼却炉を造る事に反対します。</p>	<p>施設規模の算出に用いたごみ処理量については、ごみ排出量の推計値をもとに試算しています。</p> <p>ごみ排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ごみ排出量の推計値を算定しています。</p> <p>施設規模については、構成市町のごみ排出傾向も踏まえて、引き続き精査していきます。</p> <p>なお、現在、盛岡広域で稼働している6施設は合計処理能力753トン (t/日)、焼却量は、令和4年度で505トン、平成30年度比で38トンと減少しておりますが、各施設において、排出量に応じて適正な処理を行っております。施設の規模については、基本構想では500トン、一般廃棄物処理基本計画では438トンと試算しており、排出量の予測や人口動態など実情を踏まえ、適正な規模となるよう検討するものです。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項 (P33) に、将来ごみ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。</p>	A
7	<p>計画の中で、ごみの排出量について、ごみの排出量は年々減少傾向にあり計画終了年の令和15年には139,073 t とあるが、建設される大型処理施設の施設規模は日量438 t とあり、年間159,870 t とな</p>	<p>「年間159,870 t とする」は、日量438 t に365日に乗じたものと推察しますが、ごみ焼却施設では、施設の点検やメンテナンス等に伴う焼却炉の休止が必要であり、年間数十日間の休止期間を見込んで</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>る。</p> <p>これでは、全連続燃焼式の施設でゴミが足りなくなり、減量化に逆行することにならないか。</p> <p>動向を勘案するという記述もあるが、今後10年もかけて建設、運行される施設が現状と目的に矛盾するものにならないか。回答を求める。</p>	<p>施設規模を算定しています。</p> <p>なお、施設規模の算定は、環境省が定める計算式により行っています。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ゴみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項 (P33) に、将来ゴミ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。</p>	
8	<p>ゴミの発生量及び処理量の見込みについて。「基本計画案」におけるゴミの発生量及び処理量の予測は、県央ブロック8市町のこれまでのごみ排出量を積み上げ、その推移の傾向を外挿して推計したものであり、「3Rの推進」、「分別収集・資源化」等の施策の推進によってもたらされるゴミ減量効果の取り入れは極めて不十分である。</p> <p>令和4年度のデータで県央ブロックには一人一日当たりのごみ排出量が1000gを越す市町が三つもあり、盛岡市も941/人日のごみ排出量である。すなわち県央ブロックはゴミ減量・資源化を実現してゴミ処理量を低減できるポテンシャルを持っている。「基本計画案」ではこうした地域の特徴を生かしたゴミの発生量及び処理量の低減を図る視点が欠落している。</p> <p>「一極集中の焼却処理」から焼却施設の分散立地に転換し、自区内処理が可能な状況のもとで、はじめて「3Rの推進」「分別収集・資源化」の推進によるゴミ減量が可能となる。</p> <p>ゴミ分別・収集は各自治体のごみ処理費用の30%前後を占める事業であり、事務組合の構成市町の大きな関心事項である。関係市町の分別収集・資源化にはその自治体の特徴を反映して多様なものがある。</p> <p>プラ容器包装が燃えるゴミになっているところや、一方では「生ゴミ」の資源化を取り組んでいるところもある。</p> <p>ゴミ処理はそれぞれの市町の歴史的、経済的、文化的な特徴を反映している。こうした地域の特徴を生かしたゴミ減量施策の推進のためには、処理施設の分散立地により自区内処理の体制をつくりだし、情報の共有に基づく行政と住民との</p>	<p>ゴミ排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策定している一般廃棄物処理基本計画におけるゴミ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ゴミ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ゴミ排出量の推計値を算定しています。</p> <p>「ゴミ処理量を低減できるポテンシャルがあり、「3R」や「分別収集・資源化」等の施策の推進により、量を減少させることが可能」との提言につきましては、「3R」や「分別収集・資源化」等の施策の所掌が各市町であることから、それぞれの市町で最大限ゴミ減量・資源化に取り組んだ成果について確認しながら、実状を踏まえた、ゴミ排出量を推計しております。</p> <p>なお、現在、構成市町が実施している分別収集・資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続するものとし、関係市町の協議により方針を定めることとしています。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ゴみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項 (P33) に、将来ゴミ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	協働を可能にすることが必要である。		
9	<p>ごみの減量目標について。「基本計画案」において、ごみ排出量の目標は令和15年度で令和元年比9.2%減、可燃ごみは12.5%減としているが、この目標設定方法は説得性に欠ける。</p> <p>この推計値は「盛岡地域」の施設における「ごみ受入基準」を基本として、構成市町の減量目標を達成した場合の数値であり、総じてごみの排出傾向から求められている。</p> <p>盛岡市の一般廃棄物処理基本計画の中間見直（令和4年）では「コロナ感染拡大は終息し、日常生活、事業活動が回復する」と予測し、コロナ感染拡大以前のごみ排出傾向から数値目標を設定した。</p> <p>その後盛岡市では家庭ごみ、事業系ごみ排出量は大きく変動し、今後どのように推移するか予測がつかない状況である。こうした中でごみ減量の数値目標について、盛岡市は「今後は、新しい生活様式の浸透や事業活動の回復等により、ごみ排出量が中長期的にどのように変化するか注視していく必要があることから、現時点で数値目標の見直しは検討していない。」としている。このような状況では目標に照らして施策の効果を評価することが出来ず、数値目標は用をなさないものになっている。</p> <p>この事例からも分かるように、ごみ減量の数値目標の設定はごみ排出量の傾向から決めるのではなく、市民、町民が共感し納得して行政と協働しつつごみ減量・資源化の行動ができるものにするべきである。</p> <p>盛岡市では可燃ごみ中の資源は、令和3年度25.%であり可燃ごみのほぼ1/4が資源である。これは行政回収される資源量にほぼ匹敵する。「2Rの推進」と分別の徹底により「資源を燃やさず、可燃ごみ1/4減プラン」としてごみ減量数値目標とすることも考えられる。</p> <p>このようなごみ減量目標設定のアイデアを集めて、その具体化の検討を進める必要がある。</p>	<p>ごみ排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ごみ排出量の推計値を算定しています。</p> <p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。</p> <p>なお、御提案の「ごみ減量目標設定のアイデアを集めて、その具体化の検討を進める」ことについては、今後市町間で情報を共有してまいります。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項（P33）に、将来ごみ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。</p>	A
10	ごみ処理基本計画の基本理念、基本方針1では「ごみの減量に努めたうえで、排出されるごみの適正処理を実施しま	ごみ排出量の推計値の算定に当たっては、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準を基本として、構成市町において策	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>す。環境負荷の低減やカーボンニュートラルの実現を目指したごみ焼却施設の整備を推進します。」と提起している。</p> <p>これ自体について異議はないが、問題は実際の計画内容が理念、方針を反映していないところにある。</p> <p>ごみ処理問題の基本はごみの排出量である。本計画では目標年次である令和15年の推計排出量は令和4年比でわずか9.2%減である。つまり年平均で1%にも満たないという杜撰な計画である。</p> <p>これは、これまでの取り組みや経過の延長線上で描いた数値でしかないといわざるを得ない。ごみの排出量の抜本的な削減こそ、この計画の始まりであり大前提である。2050カーボンニュートラルは、2050までに達成すれば良しなのではなく、可能な限り早急に達成すべき課題であり、特に2030までの取り組みが重要とされている。地球温暖化の急速な進行がそれを必要としている。</p>	<p>定している一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量・資源化の取組の推進によって算出された将来ごみ排出量を使用しており、さらにプラスチック資源循環促進法に基づく「製品プラスチック」並びに「容器包装プラスチック」の分別収集及び資源化の取組を、新施設の稼働予定である令和14年度までに全構成市町で実施する予定のため、プラスチック類の減量・資源化の成果も反映させて、ごみ排出量の推計値を算定しています。</p> <p>また、ごみ排出量の推計値の設定に当たっては、8市町での検討を経て、決定しています。</p> <p>なお、基本構想時にLCCを算定したところ、集約化することにより、二酸化炭素の排出量が抑制できる試算となっています。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項(P33)に、将来ごみ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。</p>	
11	<p>ごみ排出量を推計する大きな要素は人口である。社人研による2050人口推計が発表された。2050といえば、新施設稼働後わずか18年であり、当然ながらこの人口激変予測をふまえて広域化そのもの見直し、あるいは広域化の内容の見直しが必要と判断する。この人口予測で提起された問題の本質は、大きな人口減少そのものなのではなく構成自治体間の格差である。</p> <p>雫石、八幡平、岩手、葛巻、の4市町で人口減少率は実に52.7%であり、全体人口のわずか8%でしかなくなる。一方、滝沢、盛岡、矢巾、紫波、は減少率22.3%であり、全体で24%である。</p> <p>50%以上減少する自治体からみれば、22%減の自治体との広域化の経済的メリットはそもそも存在するのかということになる。</p>	<p>平成31年3月の環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」において、「人口減少に加えて、ごみの排出量の減少も見込まれ、市町村の財政状況が一層厳しくなり、廃棄物処理に係る担い手不足も予想される中で、住民生活に不可欠な廃棄物処理を持続可能なものとするためには、より安定的・効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」として、ごみ処理の広域化・集約化を推進するよう通知しています。</p> <p>通知の趣旨を踏まえて、持続可能なごみ処理体制の確保に努めてまいります。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「②安定した処理体制の確保」の項(P33)に、将来ごみ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく旨を追加記載しました。</p>	A
12	<p>焼却施設の環境負荷について。「基本計画案」の「一極集中、大型焼却処理施設」の方針は施設立地点周辺に環境負荷を集中させる。</p>	<p>ごみ焼却施設の整備に当たっては、施設整備検討委員会において、知識経験者の知見も取り入れながら、環境保全対策について審議検討を進めています。</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>盛岡市クリーンセンターの場合、公害防止協定で国の基準値を下回る協定基準値のもとでも、周辺地域の環境負荷は、操業開始以降15年間の稼働期間で、煤塵、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の総排出量は約千トン、ダイオキシン総排出量は0.1gのオーダー、放射能は東日本大震災以降4年分で数10億ベクレル、このほかPM2.5、重金属汚染の健康被害の可能性が指摘されている。</p> <p>広域化での「一極集中、大型焼却処理施設」では、施設規模からみて、これを上回る環境負荷の集中が不可避である。</p> <p>また、県央ブロックごみ処理広域化推進協議会のパンフレット（令和2年）では、焼却施設へのごみ搬入車両により、日中の大型車両の交通量は倍増すると予測され、周辺地域での車両排ガス、騒音被害が危惧される。</p> <p>こうした課題が「廃棄物エネルギー活用・環境対策等懇話会」のテーマとして焼却施設予定地から約500m程度の地域のみで、しかもその地域自治会の限られたメンバーの参加で行われてきた。</p> <p>環境対策について、施設から排出される有害物質による公害防止対策の検討には、排出ガスの最大着地濃度地点を考慮して、少なくとも煙突から半径2～3kmの地域の誰でも参加できる住民の意見を反映させるべきである。</p> <p>さらに地球温暖化対策として、カーボンニュートラルの課題は焼却施設近辺の住民にとどまらない問題である。ごみ処理は生活環境を整える事業であり、地球環境との関わりにおいてもリオデジャネイロ地球サミットの標語「地球規模で考え、地域で行動する」に沿って、ごみ処理は誰でも、何処でも出来る、温暖化防止行動として認識することが求められる。</p>	<p>また、令和8年度にかけて岩手県環境影響評価条例に基づき実施する環境影響評価（環境アセスメント）の手續において、大気質や騒音・振動など周辺環境への影響を調査、評価を通じて、住民の意見や県の指導をいただき、事業の精査を進めるとともに、令和6年度に策定を予定する施設整備基本計画において、施設・設備の内容を検討し、環境への影響をできるだけ少なくするよう、施設・設備の内容を検討してまいります。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「④環境負荷の低減」の項（P34）に、公害防止基準等の遵守に努め、周辺環境に十分配慮する旨を追加記載しました。</p>	
13	<p>なるべく、ゴミを減量する取り組みを進め、住民ひとりひとりが、環境問題に関心を持つように啓発して行くべきです。</p> <p>温暖化を少しでも食い止める手立てになると考えます。</p>	<p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。</p> <p>構成市町等と連携して、ごみ処理の現</p>	A

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		<p>状や課題について、住民に情報提供を行い、ごみ減量・リサイクルへの関心を高め、動機付けを図るよう、努めていきます。</p> <p>また、新しく整備するごみ処理（焼却）施設において意識啓発と情報提供の拠点とし、環境教育・環境学習を併せて進めていきます。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」の「③意識啓発・情報提供」の項（P31）に、意識啓発についての記載を拡充しました。</p>	
14	<p>焼却中心のごみ処理広域化では、環境負荷の低減や2050カーボンニュートラル（二酸化炭素排出実質ゼロ）の実現は不可能です。</p>	<p>2050年カーボンニュートラルは、産業部門、運輸部門など社会全体で目指す必要があるものと捉えています。</p> <p>その実現を目指し、令和6年度に策定する施設整備基本計画では、学識経験者の知見の下、温室効果ガスの回収や低炭素型の処理方式など、カーボンニュートラルの実現に資する先進技術を調査するとともに、導入可能な技術を積極的に取り入れるなど、温室効果ガスの排出抑制の観点も踏まえ、施設の仕様を検討していきます。</p> <p>また、新ごみ焼却施設の運営に当たっては、購入電気量の低減、製品プラスチックを含むプラスチック類の資源化並びに廃棄物エネルギーの活用などにより、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努めます。</p> <p>御意見を受けて、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」の「⑤地球温暖化対策」の項（P34）に、新ごみ焼却施設の運営に当たり、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努める旨を追加記載しました。</p>	A
15	<p>広域化についての住民への周知がほとんど行き届いていない現状では、本当に住民合意を得た計画とは言えません。</p> <p>一度立ち止まり、見直しも含め住民説明をやり直してほしい。焼却場予定地周辺住民だけの問題ではありません。</p> <p>計画（案）では、「意識啓蒙と情報提供」を述べ、「広報紙やホームページ等を通じて周知活動を推進する」とありますが、広報紙やホームページ上だけでは住民の理解を得ることは難しいと思います。</p>	<p>ごみ処理広域化の取組については、これまで、構成市町や県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会により説明会や懇談会の開催、広報紙の配布、ホームページへの記事掲載などにより、情報提供に努めてきたところです。</p> <p>引き続き、構成市町と連携し、丁寧な説明を心掛け、理解を深めていただけるよう努めてまいります。</p>	B

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>ごみ分別、減量も住民の理解と協力がなければ進まないのと同様、地域毎に細かな説明会などの開催をくり返し行うことが大事ではありませんか。</p> <p>残念ながら、「ごみ」は毎日と言っているほど出しているにもかかわらずその「ごみ」がどのように処理されているかということに関心をもっていない住民も少なくないかもしれません。</p> <p>そうしたことも含め、丁寧な説明をきめ細かくしていく必要があると考えます。</p>		
16	<p>地震災害の多い我が国において、1極集中の施設が破壊されたときの対応をどうするのか。</p> <p>大型焼却処理施設が、地震や何らかの理由で処理できない場合をきちんと想定すべきである。</p>	<p>新たなごみ処理（焼却）施設は、現在策定を進めている施設整備基本計画において、「防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設」とする基本方針を掲げており、想定される災害に対して強靱化を図るとともに、施設自体が運転停止となる場合を想定し、他自治体との連携協定等の準備を行い、安定的な処理体制の確保に努めることとしております。</p> <p>なお、施設規模の設定に当たって、本圏域における将来人口及び構成市町でのごみ減量・資源化施策の推進による将来ごみ処理量を推計の上、国の指針に基づいた災害廃棄物の処理量を見込んだ適切な施設規模を検討してまいります。</p>	B
17	<p>玄関口のすぐ脇に、ごみ焼却炉を建てようとする考え自体がセンスがなさすぎです。</p> <p>ニューヨークタイムスに、行くべき街に掲載された盛岡市。立地予定地は高速道インターのすぐそば。盛岡の玄関口。岩手山が見えてくると、ああ帰ってきたな～と感嘆する見事な南部片富士の姿。その手前に煙突からのモクモクとした排煙！！ここは西風が強く吹く地域です。排煙は盛岡市街地に降り注ぎます。なんとセンスのないことか！！笑われます。繰り返します。玄関の脇にごみ焼き場をつくる家はありません。</p>	<p>本計画では、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(3) 中間処理計画」「④ 環境負荷の低減」の項 (P34) において、公害防止基準等の管理徹底に努めることにより、周辺環境に十分配慮することとしております。</p> <p>ごみ焼却施設の整備に当たっては、施設整備検討委員会において、知識経験者の知見も取り入れながら、環境保全対策について審議検討を進めてまいります。</p> <p>また、令和8年度にかけて岩手県環境影響評価条例に基づき実施する環境影響評価（環境アセスメント）の手續において、大気質や騒音・振動など周辺環境への影響を調査、評価するとともに、令和6年度に策定を予定する施設整備基本計画において、施設・設備の内容を検討し、環境への影響をできるだけ少なくするよう、対策を講じていきます。</p>	B
18	<p>最終処分について「基本計画案」では最終処分について、「新ごみ焼却施設から</p>	<p>本組合が実施する焼却灰の委託処理については、「4.5 ごみの適正処理に関する</p>	B

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>発生する焼却灰の委託処理」は事務組合でおこない、その他の最終処分事業は構成市町と共に行うとしているが、最終処分事業は県央ブロックごみ処理体制検討協議会（以下「体制検討協議会」）の協議事項になっている。</p> <p>基本方針で「焼却処理は事務組合で、分別収集、最終処分は関係市町で」としたごみ処理の「一貫性」の欠如の結果である。「体制検討協議会」の役割として、最終処分場については「既存施設の延命化」や「新処分場整備までの過渡期の体制」の検討、「既存の最終処分場の取り扱い」を今後の検討課題などが協議される予定であるが、その進捗状況は知らされていない。</p> <p>なお、最終処分場のひっ迫対策として、焼却灰の処理の「民間委託」が取り上げられている。一般廃棄物（資源を含む）の処理責任は、委託した場合であっても行政にある。</p> <p>一方、委託業務は委託先の都合による事業縮小や施設移転等は自由であり、日々排出される対象物の継続的、安定した処理には不安がある。しかも委託業者は焼却残渣をセメント原料化や金属精錬で処理するため、大きなエネルギー消費と大量の温室効果ガスを発生する。</p> <p>こうしたことを考慮して、最終処分場の延命は民間委託に頼ることなく、ごみ分別・資源化により焼却量と埋め立て量を減量することにより対処すべきである。このようにして最終処分場の残余年数を大幅に伸ばした先進例は全国的にみられ紹介されている。</p>	<p>る基本的事項」の「(4) 最終処分計画」 「② 焼却灰の適正処理の推進」の項 (P35) において、適正に資源化又は埋立の委託処理を行うこととしております。</p> <p>なお、最終処分量の削減については、「③最終処分量の削減」の項 (P35) において、構成市町と連携を図り、ごみの排出抑制、資源化に努め、最終処分量の削減を図ることとしております。</p>	
19	<p>基本理念及び基本方針について。一般廃棄物処理基本計画案（以下「基本計画案」）の基本理念は、時代遅れの焼却処理中心を基本とする「県央ブロックごみ処理広域化計画基本構想」（平成27年、以下「基本構想」）をベースとし、それに今年閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年）のポイントである「脱炭素化・資源循環の一体推進」を付け加えたものになっている。このことが、「基本計画案」の一貫性、整合性を大きく損なっている。</p> <p>まずもって、以下のような「基本構想」</p>	<p>県央ブロックのごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指しているものです。</p> <p>御指摘のとおり、本計画は「県央ブロックごみ処理広域化計画基本構想」に基づき、新たにごみ処理（焼却）施設の整備を進めるものでありますが、この基となる県の「岩手県ごみ処理広域化計画」は、平成31年3月に環境省が通知した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>の全面的見直を行うべきである。</p> <p>第1に、「基本構想」の中核課題である「一極集中の大型焼却施設」整備をやめ、施設の分散設置により自区内処理によるごみ減量・資源化の推進を可能とすることである。このようにして「脱炭素化・資源循環の一体推進」の基本方針と整合性を計ることである。</p> <p>第2に、「基本構想」に基づき「焼却処理は事務組合で、分別収集・最終処分は関係市町でおこなう」とする方針を継承することは「3Rの推進」、「分別収集・資源化」、「最終処分」の課題を一貫して取り組むための障害となり、「脱炭素化・資源循環の一体推進、地域環境共生圏構築」の方針とも整合しないことから、これを撤回することである。</p> <p>ごみ処理をめぐる社会情勢は大きく変化し、新しい課題である「プラスチック資源循環促進法」「食品ロス削減の要請」、「2050年カーボンニュートラル」への対応が急務になってきており、焼却中心のごみ処理から、ごみ減量・資源化を前面にしたごみ処理体制への転換が求められている。</p>	<p>の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、令和3年3月に見直していますが、国、県ともに「ごみ処理広域化・集約化を推進する方向性」は変わっていないものと認識しております。</p> <p>なお、3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていく必要があるものと捉えています。</p>	
20	<p>下記内容により反対です。</p> <p>C02問題、リサイクル推進に逆効している。プラスチック製品の焼却禁止と国が決めている。プラでも何でも燃やせる施設を建設しようとするのは法律に反するのではないか。</p> <p>リサイクルを勧め、燃すゴミを減そうという世界的活動に完全に反している。</p>	<p>プラスチック類の資源化については、「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき、新施設が稼働する令和14年度までに、8市町の全域で分別収集・資源化を実施するものとしており、各市町の資源化・ごみ減量の取組を継続・拡充した上で、焼却せざるを得ない廃棄物については共同処理することにより、環境負荷の低減を目指すものです。</p> <p>なお、新たなごみ焼却施設の処理方式については、令和6年度に策定する施設整備基本計画において、学識経験者の意見も聴きながら検討していくこととしています。</p>	C
21	<p>計画の経過：8市町の主体的な関わりがあったのでしょうか。</p> <p>基本計画は8市町が本当にごみの広域処理場が必要との声から出てきた計画なのでしょうか。計画を見ると各自治体の主体性が見えません。</p> <p>これは計画書の3.6国及び岩手県の動向、第四次循環型社会形成推進基本計画にある地域活性化、資源循環、環境再生、</p>	<p>県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>災害廃棄物処理体制の構築の方向性に基づき出てきたものなのでしょうか。</p> <p>振り返ると東日本大震災の際に大量に発生した放射性廃棄物の焼却問題とそれに便乗し利益を得ようとした、プラントメーカー等大企業の存在が背景にあるのではないのでしょうか。大企業財界は政権与党へのパーティ券を通した大きな繋がりがわかってきました。</p> <p>資源循環や環境再生、環境教育等の題目ならば地産地消のようにごみも発生源の地元で処理処分するのが輸送費も最低限で済み教育上も最も良い方式なはずです。</p> <p>8市町の財政が厳しいので自治体の意向を尊重せず、このような大規模焼却処理場を目玉にした国の政策先にありきの、施策が押し付けられたのではありませんか。</p> <p>自治体の活性化を図るのならば、住民そして自治体の意見を最大尊重し決定していくのが筋だと思います。市の担当者も前市長の意向であり、やむを得ずやらざるを得ない状態だったのではないのでしょうか。</p> <p>特に大規模焼却場の風下や周辺に住む人々の声を尊重し、思いやりをもっていたきたい。</p> <p>広域にすると8市町でごみ処理処分に係わっている人達の職場がなくなることになります。活性化ではなく過疎化が進むのではないのでしょうか。</p> <p>ごみ問題は非常に重要な問題であり各市町でその地にあった人々の目が届くところ、従来の方式でやっていくことが将来を考えるとベストだと思います。</p>	<p>平成31年3月の環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」において、「人口減少に加えて、ごみの排出量の減少も見込まれ、市町村の財政状況が一層厳しくなり、廃棄物処理に係る担い手不足も予想される中で、住民生活に不可欠な廃棄物処理を持続可能なものとするためには、より安定的・効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」として、ごみ処理の広域化・集約化を推進するよう通知しています。</p> <p>通知の趣旨を踏まえて、持続可能なごみ処理体制の確保に努めてまいります。</p>	
22	<p>盛岡広域環境組合が設立されてからは、さらに住民の意見はまったく無視され、委託契約がどんどん進められてきている。財政民主主義という点からも大きな問題がある。</p> <p>現在パブリックコメントで意見募集しているが、そもそも広域化ありきの「一般廃棄物処理基本計画」は、住民の意見は一切聞かない住民無視の計画であり撤回すべきである。</p>	<p>盛岡広域環境組合は、8市町における、首長の協議、市町議会での論議、住民との意見交換、基本構想や地域計画策定の際はパブリックコメントの募集などを行い、設置に至っており、今後も住民への情報提供や意見交換を行いながら、事業にあたるものです。</p> <p>また、本組合が進める事業は、組合議会の議決を経た予算の執行を行っているものであります。</p> <p>県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。	
23	<p>広域からの収集運搬については、8年前の基本構想策定時からデメリットとしてあげられてきています。</p> <p>運搬費用、排ガスなどによる周辺への環境汚染、災害による道路・橋梁の決壊、新型コロナ感染などパンデミックによる運搬リスクに対応しなければならない問題を抱えています。</p> <p>広域化によるメリットは何もないと考えます。</p>	<p>本計画案においては、施設や収集運搬などに要する経費や交通や周辺環境への影響について定めているものではありませんが、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想において、現在の6施設を建て替える場合と1施設に集約する場合のコスト面・環境負荷の面からの比較を行い、中継施設を設けた場合においても1施設集約のほうが負担が少ないものと試算されております。</p> <p>また、新たなごみ処理（焼却）施設及び組合が行う中継運搬においては、災害や事故等、不測の事態に備え、定期的に各種講習や訓練を実施することで、危機管理体制の充実・強化を図り、災害発生時においても安定的に業務を遂行できるよう努めます。</p>	C
24	<p>紫波町民として、税負担に加え、指定ごみ袋を有料で購入し処理をしていますが、計画案では、更にごみ処理手数料の設定、家庭ごみ有料化の調査・研究を基本事項に挙げており住民負担を予告しており納得できません。</p>	<p>ごみの減量化・資源化の推進に向けた施策として、「ごみ処理手数料の設定」、「家庭ごみ有料化の調査・研究」を掲げているものであります。</p> <p>ごみ処理手数料は、一般廃棄物の処理に要する費用について、排出者に応分の負担をお願いするものであり、全国の実例を参考にしながら調査研究を行うとともに、将来のごみ処理原価やごみ排出量の推移を十分に見極めた上で検討することとしております。</p> <p>家庭ごみ有料化は、構成市町と連携し、有料化の有効性や住民生活への影響も考慮しながら調査・研究することとしているものであり、現時点で導入を進める方針を定めているものではありません。</p>	C
25	<p>計画の運行管理は、PDCAサイクルで今後の施策に反映させるとのことですが、いったん「新ごみ焼却施設」が動き出したら、大きな変更はできないのが実態ではないでしょうか。</p>	<p>施設稼働後についても、処理量の減少により、運搬費等の縮減は想定されることから、ごみ減量・資源化の可能性について、引き続き協議・検討を行うべきと考えております。</p>	C
26	<p>焼却炉の形式について「基本計画案」では「全連続燃焼式」としているだけであり、焼却方式は施設整備検討委員会で</p>	<p>新施設の処理方式は、本計画において定めるのではなく、施設整備検討委員会において、知識経験者の専門的な知見</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>検討することになる。</p> <p>この「検討」は本来上位計画である「基本計画案」のもとで行うべきものであるが、同時並行して検討するとし、事実上は検討委員会が先行し、一極集中の大型焼却施設を前提にして検討している。</p> <p>検討委員会の一次選考では、「盛岡地域の分別基準」「プラスチックの一括資源化」を想定して収集されるごみを処理対象としている。したがって生ごみは焼却処理対象とともにメタン化処理対象にもなっている。</p> <p>しかし、コンバインド方式（メタン化+焼却方式）は「脱炭素化・資源循環の一体的推進」の基本方針とは整合しない「サーマルリサイクル」の発想である。生ごみ処理を「エネルギー事業」としてではなく、「循環事業」としてとらえる主張がマスコミでもとりあげられている。</p> <p>なお、メタン発酵で発生する余剰「液肥」の処理は高コストであり、かつ環境負荷になる懸念がある。</p> <p>また、一次選考では、熔融炉が選択肢に入っている。500 t/日規模の熔融炉はシャフト式でコークス・石灰石で熔融するため温室効果ガスの排出はストーカ炉に比べて30%ほど多いとされている。</p> <p>これは「2050年カーボンニュートラル」の国の政策と整合しない。またシャフト式熔融炉は何でも燃やすことが出来るため熔融炉を持つ自治体は分別収集の経費削減のためにごみ分別・資源化の取組に消極的になる傾向がある。</p> <p>また、高カロリーのプラスチックごみは、コークス費用の節約のため積極的に燃やされている。こうした状況は「脱炭素化・資源循環の一体推進」の方針や「プラスチック製品の一括回収・商品化を新ごみ焼却施設の稼働までに関係市町の全域で実施する」としている方針にそぐわないものである。</p> <p>また焼却炉メーカーは1社に限られ、運転等の業務委託はその系列下の業者に独占され、委託料には市場原理が働かずに高騰する状況がある。こうしたことからシャフト式熔融炉を選択肢に入れることは避けるべきである。</p> <p>なお、焼却炉の形式の選定は「専門家</p>	<p>も取り入れながら、審議検討を進めてまいります。</p>	

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	の意見を聞く」としているが、広く関係市町の住民の意見も集めて行うべきである。		
27	京都市は、ごみの量を2000年のピーク時から2019年には、半減しているが、盛岡市はこのような市民を巻き込んでのダイナミックな目標を達成しようとする意志がこの基本計画では感じられない。	本組合におけるごみ減量・資源化に関する取組は、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」(P31)に定めております。 3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めてまいります。	C
28	盛岡市の可燃ごみの内訳をみると資源合計が25%、食品ロス12.1%（広報もりおか）となっているが、これが除外されただけで37.1%可燃ごみが減ることになる。やろうと思えば、これだけのごみ減量ができる。	本組合におけるごみ減量・資源化に関する取組は、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」(P31)に定めております。 3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めてまいります。	C
29	主に、計画の目的に記されている「2050年カーボンニュートラル、及び、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいる」に関連して意見を述べます。 1、可燃ごみの処理について 計画の目的に「可燃ごみの処理について定めるものであり」と記されています。 ①可燃ごみの区分 生ごみを可燃ごみの区分に入れているのは、盛岡市盛岡地域・盛岡市玉山地域・八幡平市・滝沢市・雫石町・岩手町となっています。又、生ごみを生ごみとして区分しているのは、盛岡市都南地域・葛巻町・紫波町・矢巾町となっています。 ②生ごみの取り扱いについて 生ごみは水分を多量に含むために重量が加算されます。それを焼却する際に発生するCO2が多くなります。日本は世界でも、ごみ焼却設備の多い国です。「OECDは、全世界の焼却設備の半数が日本にあると指摘しています。」（朝日新聞デジタルより）今、世界中でCO2排出の削減に取り組んでいます。この様なときに、自治体が	本組合におけるごみ減量・資源化に関する取組は、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」(P31)に定めております。 3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めてまいります。 生ごみの資源化については、情報の共有を図り、市町の実情に応じて、取組を検討するものになります。	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>C02排出削減にそむく様な事をしてはいけません。」</p> <p>生ごみは焼却ではなく、別の方法による「未利用有機資源」として活用することが望まれます。生ごみの資源化については、紫波町・葛巻町の例だけでなく全国各地で先進例があるので、学びながら盛岡地域の方法を作り出せばよいと思います。</p> <p>2、生ごみを有機資源として活用する</p> <p>① 生ごみを未利用有機資源として捉え、焼却処分ではなく堆肥等の需要喚起を進めていく必要があります。</p> <p>そうすれば、可燃ごみの4割を減らせます。焼却する際に発生するC02削減に大きく貢献します。</p> <p>② 生ごみを堆肥化した有機資源を循環させれば、農業の発展や仕事起こしになります。それが軌道に乗れば、環境・経済がバランスの取れた状態を作り出すことになります。</p> <p>生ごみを可燃ごみとして焼却処理している盛岡市盛岡地域・玉山地域八幡平市・滝沢市・雫石町・岩手町が生ごみを資源化する方向になれば、焼却施設が今より少ない処理能力で済むことになります。</p> <p>3、生ごみを有機資源として活用する事こそ自治体が行う施策</p> <p>以上の結果、次のことを私の意見とします</p> <p>① 生ごみを有機資源化することで、C02発生を減少させることが出来る</p> <p>② 生ごみの有機資源化は、環境・経済のバランスの取れた発展を促す</p> <p>③ 生ごみの有機資源化は、可燃ごみを減少させることになり、今より大きな焼却施設は必要ない</p>		
30	<p>可燃ごみ処理を盛岡市一ヶ所に集中するだけで、資源ごみ、不燃ごみなどは従来の事務組合で扱うことになるので、各市町村で2重のとりくみをする事になり、かえって手間ひまがかかることにならないのではないか。各市町村・事務組合ごとに、可燃ごみを含めたごみ減量運動を一体的に進める方が合理的だと思うがどうだろうか。</p>	<p>組合規約により、各市町の実情に応じた施策を行えるよう、資源ごみ及び不燃ごみの処理、収集運搬等は各市町の所掌としております。</p> <p>構成市町と連携したごみ減量・資源化に関する取組については、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」(P31)に定めております。</p> <p>3Rの推進、分別資源化などは、8市町間で締結した「県央ブロックごみ処理</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		<p>広域化の推進に関する協定」に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めてまいります。</p>	
31	<p>廃棄物エネルギー利活用について「基本計画案」では廃棄物エネルギー利活用については「廃棄物エネルギーの活用などにより二酸化炭素排出量の削減に努め、環境負荷の低減を図る」としている。エネルギー回収量（発電電力量、熱利用量）の目標値は設定していない。その理由を説明するべきである。</p> <p>一方、組合の循環型社会形成推進地域計画(令和2年)ではエネルギー回収量(発電電力量、熱利用量)の目標値が設定されている。</p> <p>しかし、これは「基本計画案」の「脱炭素化・資源循環の一体推進」と整合しない。ごみ発電効率は高々20%にとどまり、80%の熱を投げ捨てている。ごみ発電量を増やすために高カロリーのプラスチックごみを可燃ごみとすることが容認されている事務組合、自治体も多い。</p> <p>環境大臣の国会答弁では、「温暖化を促進している要因の一つとしてプラスチック製品などについても、燃やさないで資源化する、ごみ発電などのサーマルリサイクルはリサイクルとは認めない」としている。可燃ごみを減らし、廃棄物エネルギーを削減する目標こそが求められる。</p> <p>「基本計画案」では廃棄物エネルギーを地域振興に活用する課題については沈黙している。これまでは「廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会」を新ごみ処理施設整備予定地の住民対策として設け、廃棄物エネルギーを利活用したまちづくりや環境対策について、知識経験者の助言のもと、地域住民と意見交換を行ってきた。</p> <p>廃棄物焼却で発生する「熱」をまちづくり・地域振興に使い焼却施設周辺住民への「サービス事業」にしようとするもので、廃棄物焼却エネルギー利用を「エネルギー事業」としてとらえる旧来型の発想である。</p> <p>いまやごみ処理は焼却中心から分別・</p>	<p>廃棄物エネルギー利活用の詳細については、本計画とは別に、施設整備基本計画の策定を通じて検討を進めていく予定としております。</p> <p>また、分別・資源化につきましては、「4.5 ごみの適正処理に関する基本的事項」の「(1) 減量化・資源化計画」の項 (P31) に定めております。</p>	C

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>資源化への転換が求められており、ごみ処理を「エネルギー事業」としてではなく「循環事業」ととらえることが要請されている。</p> <p>焼却施設から出る温水の利用は施設周辺地域に限定される。温水利用によるまちづくり・地域振興も施設周辺地域への「サービス事業」に限定されたものにならないを得ない。</p> <p>しかもそのエネルギー利活用施設の運営は民間委託され、住民が要望する恒久的な施設になる保証はない。</p> <p>住民との「懇話会」の構成及びその内容はあまりにも焼却施設周辺住民対策に矮小化されたものであり、これは利益誘導により住民の中に「施設誘致賛成派」の形成を図る古めかしい非民主的な手法であり、そのために「廃棄物エネルギー利活用」が利用されている。まちづくりの課題は施設周辺の住民ばかりの問題ではなく、ごみ処理は生活環境を整える事業であり県央ブロック全体の住民の生活に係わる問題である。</p>		
32	<p>安代田山から、葛巻の奥から毎日ゴミを盛岡まで運ぶ。長距離だから、八幡平市に中間貯蔵施設をつくる。</p> <p>これは八幡平市にゴミため場を半永久的に新設することとしてないか。</p> <p>衛生・環境の悪化は明らか。</p>	<p>新ごみ焼却施設では、可燃ごみ等を広域的に処理するため、現在よりも運搬距離が長くなる地域があることから、運搬効率、住民の利便の確保のため、中継施設を整備することとしています。(P32)</p> <p>中継施設については、現在焼却施設がある敷地に整備することとしており、引き続き、周辺環境への影響に配慮した施設整備を目指してまいります。</p>	C
33	<p>鳥取県のように、資源化施設や粗大ごみの処理施設も必要かと思えます。</p>	<p>圏域における「不燃・粗大ごみ処理、資源化処理の体制」及び「最終処分体制」については、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、市町間で協議・検討する事項となっております。</p>	C
34	<p>施設場所等計画の内容で未定項目が多すぎる計画で、これでは何のための意見募集か疑問が残る。</p>	<p>未定項目については、本計画とは別に策定する「施設整備基本計画」において、明記する予定です。</p> <p>また、情報が不足しているという部分については、随時、組合ホームページ等を通じた情報発信に努めてまいります。</p>	C
35	<p>現在のごみ焼却炉を廃止してもそれを解体し、環境に負荷をかけないようにするにはたくさんの費用がかかると思えます。</p> <p>使えるものはできるだけリサイクルす</p>	<p>各市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理</p>	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>るという方向から考えれば、費用がかかってもいまある焼却炉をメンテナンスして使い続けることが地球のためにも大事だと考えます。</p>	<p>広域化基本構想に基づき、経済性や環境負荷などを勘案し、1施設への集約を目指すこととしたものです。</p>	
36	<p>広域化しなくてもゴミ処理施設の建設は、国の補助対象になるといわれています。</p> <p>計画ありきで無理やりに進めるということは、何かしらの利害関係があるのではないかと、不都合なことがあるのではないかと、あらぬ疑いをもちます。行政と市民をつなぐ源泉は信頼です。</p>	<p>各市町の既存施設は、これまでも施設の延命化を図りながら管理運営を行ってきていますが、これ以上の延命化は困難であることから、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設への集約を目指すこととしたものです。</p> <p>広域化によって期待される効果として、共同で施設を整備し、処理することで財政負担が軽減されることに加え、施設の集約化により環境負荷が低減されること、8市町が3Rの推進に関し相互に連携して取り組むことで、圏域のごみ減量・資源化施策の進展が図られることなどが挙げられます。</p> <p>広域8市町においては、首長の協議、市町議会での論議、住民との意見交換、基本構想や地域計画策定の際はパブリックコメントの募集などを行い、現在に至っており、今後も情報提供や意見交換を行いながら進めてまいります。</p>	D
37	<p>今回の基本計画では、広域化を進める理由として、既存施設の老朽化や人口減少をあげています。ならばこそ、区内で小規模処理の方策を各構成市町が考えるべきです。</p>	<p>県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。</p>	D
38	<p>広域化してごみ処理施設を減らすことは良いと考えるが、せめて3市町に1つ程度が良いのでは。</p> <p>震災時を考えても、葛巻や八幡平から盛岡市に持ってくるのは大変だろう。</p>	<p>県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。</p> <p>葛巻町や八幡平市からの運搬については、中継施設を設け、一定量をまとめて運搬することで、運搬効率を高めようと</p>	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
		しているものです。	
39	「財政的に安くなる」とした「基本計画（案）」は、中間施設・運搬経費・周辺への環境保全対策など総合的、長期的にみれば、現行よりむしろ高くつくのではないか。	広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想において、現在の6施設を建て替える場合と1施設に集約する場合のコスト面・環境負荷の面からの比較を行い、中継施設を設けた場合においても1施設集約のほうが負担が少ないものと試算されております。	D
40	広域環境を管理される立場の組合の方々の考えを取れば、一ヶ所に集約管理すれば人件費等含め削減され、これから先の維持管理が保てる事と思います。	御意見を踏まえ、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想の趣旨に沿って、ごみ処理施設の整備を進めてまいります。	D
41	現クリーンセンターが建設されるときに、当時の桑島市長さんと地元の20の町内会が固く（というのは、この問題のお蔭で地元住民の間に溝が残った）締結した「覚書」には、将来、新たに建設する場合は、「分散・複数」立地を目指すことが謳われています。	県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。	D
42	広域ごみ収集焼却、焼却炉の建設は中止すべきである。	県では、平成31年3月に環境省が通知した「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受けて、令和3年3月に「岩手県ごみ処理広域化計画」を見直していますが、国、県ともに「ごみ処理広域化・集約化を推進する方向性」は変わっておりません。 県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。	D
43	自区内処理が出来るような技術開発が進んでおり、熔融焼却炉は必要ない。	新施設の処理方式は、本計画において定めるものではなく、施設整備検討委員会において、知識経験者の専門的な知見も取り入れながら、審議検討を進めてまいります。 なお、処理方式やメーカーが決定しているものではありません。	D
44	この（案）の問題点・課題点と思われるものを一県民としてあげていきます。	新施設の処理方式は、本計画において定めるものではなく、施設整備検討委員	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	焼却炉メーカーが1社に限られているのはなぜか。	会において、知識経験者の専門的な知見も取り入れながら、審議検討を進めてまいります。 なお、処理方式やメーカーが決定しているものではありません。	
45	新たな設置場所の候補を提案させていただきます。 下厨川穴口と滝沢市に跨る岩手牧場、家畜改良センターの敷地です。(国道4号と滝沢・木賊川の間) 農林水産省の施設であり、土地を提供頂く交渉が可能と考えます。	新施設の立地場所は、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、地域住民の皆様と協議、意見交換を重ねながら、整備予定地の選定を進めてまいりました。 本組合においても、引き続き、施設の整備予定地周辺住民の皆様と意見交換を重ねながら、安全・安心で地域づくりに寄与する施設整備を目指してまいります。	D
46	どうしても処理施設を実行するのであれば、盛岡市を中心に北と南に分散する事もひとつの考えでないか。	県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。	D
47	環境や交通に負荷がないというのであれば、市役所や県庁を移転しその跡地につくってはどうか。前潟地域だけに負担をおしつけることは許されません。	新施設の立地場所は、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、地域住民の皆様と協議、意見交換を重ねながら、整備予定地の選定を進めてまいりました。 本組合においても、環境影響評価の手続きを通じ、環境負荷の低減に配慮した施設を目指すとともに、引き続き、施設の整備予定地周辺住民の皆様と意見交換を重ねながら、安全・安心で地域づくりに寄与する施設整備を目指してまいります。	D
48	雇用にしても地元採用等小さな心配事が何点かでてきます。	新施設の運営体制については、本計画において定めるものではありませんが、事業の主体に応じて、構成市町と協議を進めてまいります。	D
49	近年は焼却施設に発電設備を併設する事例があるようです。 発電設備を追加することによる採算性を算出頂きたいです。発電機能により、近隣住民の反対が少しは緩和されると思います。	廃棄物エネルギー利活用の詳細については、本計画とは別に、施設整備基本計画の策定を通じて検討を進めていく予定としております。	D
50	盛岡市に大規模焼却施設をつくることは本当に経済的かその説明がされていない	県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想において、現在の6施設を建て替	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	い。	える場合と1施設に集約する場合のコスト面・環境負荷の面からの比較を行い、中継施設を設けた場合においても1施設集約のほうが負担が少ないものと試算されております。	
51	必要ない設備かもしれないのに税金のムダ使いするな。	県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想において、現在の6施設を建て替える場合と1施設に集約する場合のコスト面・環境負荷の面からの比較を行い、中継施設を設けた場合においても1施設集約のほうが負担が少ないものと試算されております。	D
52	<p>今から10年ほど前に、私たちの町内会でこの問題で、悩ませられていた頃、矢巾町に岩手医大付属病院が建設中でした。見上げるような巨大なクレーンが何台もそびえていました。市内内丸にあった頃の医大付属病院は、医療関係者たち、患者、見舞いに訪れる人たち、業者など、一日6000人余りの人々が動いている、と岩手日報は報じていました。</p> <p>いま、矢巾町は日々変貌する勢いです。</p> <p>また、盛南開発の関係で、西バイパスが、さらに南進し、向中野方面の開発が急ピッチです。人口が確実に増えています。</p> <p>そこから出る膨大な医療廃棄物を含む家庭・事業系のゴミを他所に持っていくことは、おかしいと私たちは、感じているのです。盛南で出されるゴミを、しっかり分別するシステムを作るとともに、それこそ盛岡市と矢巾町との住民合意の上で、両市町にまたがる焼却施設を資源化施設や粗大ごみ処理場を含め、建設すべきではないでしょうか。</p>	<p>県央ブロックごみ処理広域化の取組は、既存施設の老朽化などの8市町に共通する課題に対応するため、広域8市町の協議により策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想に基づき、ブロック全体の経済性や環境負荷、少子高齢化に伴う人口減少などを勘案し、1施設に集約することを目指すこととしたものです。</p> <p>なお、病院から発生する医療廃棄物の多くは、産業廃棄物や感染性廃棄物に該当するものであり、新ごみ焼却施設では受け入れないものです。</p>	D
53	<p>広域化をやめれば、矮小的な地域へのいくらかかるかもわからない迷惑料としての施設を造る必要はないと考えます。</p> <p>しかも盛岡市が大きな負担割合になっていることは盛岡市民として納得できません。</p>	ごみ処理以外の施設や本組合の負担金については、本計画の対象範囲外となっております。	D
54	<p>内館市長はじめ、8市町村長様（必ず読んでいただいて下さい。）お仕事、お疲れ様です。</p> <p>新着情報にパブコメ募集が掲載されていまして、広域組合に入っている雫石町民として、下記の通り意見を申し上げます。</p>	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	パブコメ募集は、得てして形式的に、住民の意見も聞きましたよ、ということに終わりがちですので、必ず熟読精査して、回答を公開して下さるようお願いいたします。		
55	一般廃棄物処理基本計画への意見 滝沢市長は一般廃棄物処理基本計画を見直しすると滝沢市長選挙で、推進の主濱了氏と反対意見を公約し、当選したのに、当選した後、一般廃棄物処理基本計画を見直しせずに推進するのは公約違反である。 見直しをしないで推進する事は有権者に対して裏切りである。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
56	紫波町・矢巾町の首長に「3Rの推進」「6Rの推進」「分別収集・資源化」「最終処分」の課題をどうするのか伺う。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
57	盛岡広域環境組合管理者である盛岡市市長の内館茂さんに昨年の市長選挙で一票を投じました。 それは、南大橋のたもとに毎朝夕と辻立ちして、「市民の声を受けとめる市政をおこなう」というあなたの姿と話しに共感したからです。共感はずべてです。 いまこそ市民の声を聞き「計画」の白紙撤回と見直し、そして住民参加のゴミ処理行政の推進をお願いします。 その決断は、より多くの市民の共感を得ることになります。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
58	市民の暮らし、生活をもっと本気で知ってほしい。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
59	もっと市民の立場になって、ことを進めてほしい。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
60	ゴミ 正しく市民に現状を知らせてほしい。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
61	ごみについて 今どんな風にことが進んでいるのか一	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	般市民は知るべきがない。 市民の知らないところで一番日常生活に必要なごみ問題が思いがけない方向へ進んでいること聞いてびっくり。	は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	
62	市は各地域でゴミについて説明をしてほしい。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
63	枯れ葉の処理は大変、何かもっと合理的な方法はないものか。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
64	除雪 以前よりあらい。もっとていねいに	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
65	木 柏台 うらの大木倒れそうで危険。切ってもらいたい。(所有者分らず)	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
66	自分なりに区分けして出しましたが置いていかれました。 分別もっと分りやすく知りたい。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
67	コミバス 使い勝手が悪い。片道とか使えないバスももっと小さくてよい。 小回りきく様にして下さい。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
68	ゴミを自分で持って行けたが盛岡まで持って行けない。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
69	風呂も無料で利用できたがそれが出来なくなってサービス低下になる。	計画案に対する意見とは認められないものですが、パブリックコメントの結果は、構成市町に共有するとともに、パブリックコメント実施要綱に基づき公開いたします。	D
70	ゴミ処理を集約していくにあたり、八幡平温泉郷内のゴミステーションの運用が変わることはありますか？ 遠い場所にゴミを持って行かないとい	ごみ集積場所の運用は、ごみの収集運搬を行う構成市町が決定するものであります。	D

No.	意見等の内容	意見等に対する考え方	反映区分
	<p>けないとなった場合など、ゴミステーションの運用が変わるとお住いの方の不便さが増しますし、今後住まれる予定の方が敬遠したりする可能性も考えられます。</p> <p>ゴミを捨てる場所と方法について今までと変わらない運用は可能でしょうか？</p>		
71	<p>未来の暮らしの姿を見据えて新しい知見も取り入れて、トータルで考えて、計画を考えて欲しい。</p>	<p>御意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	D
72	<p>横浜の栄工場のゴミを考える会の記録「主婦たちが勝ち取った子どもたちの健康～焼却場を4つ止めた20年の軌跡」を読みました。盛岡でもこのようにしていただけるといいと思います。</p> <p>若い世代が戻って来たり、移住もしてきて明るい未来が開けるようになるのかなと考えています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>	D